

海外移住センター 撮影 井上英祐

第Ⅲ編 国際化時代における海外移住

第2次大戦後、海外移住が再開されてから、すでに20年を経過し、海外移住事業も幾多の変遷があった。

近年、わが国はめざましい経済発展をとげ国際的地位も向上し、諸外国との交流が増大し本格的な国際化時代に入ったといえる。とくに海外移住をとりまく内外情勢も大きく変化してきたため、これらに対応して海外移住に関する新しい考え方と、これに基づく目標や施策の方向づけが切望されてきた。

当事業団としては、創立10周年を迎えるに当たり、過去の反省と経験をいかし、将来への展望に立って、海外移住振興のために種々検討を重ねた結果、ここに「国際化時代における海外移住の目標と施策の方向」を策定した。

しかしながら、海外移住は、幅広くかつ深く、しかも多様化しているため、画一的に論ずることは難しい。今後情勢の変化に即応した改善の行なわれることは当然である。

1. 内外情勢とわが国の進路

長期的展望の下では、世界の動きが現状のまま進めば、「人口の爆発」、「環境の破壊」、「資源の枯渇」などによる人類の危機を招来すると警告されている。

近年の現実的動きとして、国際政治は中国の国連加盟、拡大 EC の発展などにみられるように、米ソの東西対立時代から多極化の方向へ進み、さらに、めざましい科学技術の革新と国際的規模における情報化が進展しており、国際交流は活発化し、世界経済の国際化と相互依存関係は急速に深化している。

なお、世界人口の約3分の2を占める開発途上国と先進国との格差は、1960年代以降南北問題として世界の課題となっている。

このような世界の動きの中にあって、わが国の現状は、自由世界における GNP 第2位の経済規模に達し、年々高度成長を続けながらも資源の乏しい狭い国土（可住面積は約30%）の中に、人口および産業の超過密と都市集中により、公害、環境破壊などの社会的歪みが深刻化している。

これがため、福祉政策の拡充、土地政策の確立、知識集約型産業構造への転換、生産性向上のため農業経営規模拡大、地域総合開発や人口と産業の再配置を狙いとする抜本的な日本列島改造策が真剣に論議されている。また、87%をこえる高校進学率や

26%の大学進学率にみられるように、教育程度の高い知識と技術を持つ国民の欲求と価値観の多様化に対応して、国際的人材の育成を図るとともに、そのエネルギーに活路を与え、生きがいを感じさせる施策が望まれている。

対外的には貿易立国を国是とし、諸外国に比べて対外依存度が極めて高く、国際間の経済交流が拡大する中で必然的に貿易の自由化が進められ、資本・技術・文化の交流と、これに伴う人間交流も盛んになっている。また、わが国は、先進国として開発途上国への政府開発援助（ODA）の拡大やヒモつき援助の是正など、地域的にも質量的にも国際協力の責務が大きくなり、対外協力政策の確立が急務とされている。

このように広範な分野にわたる国際化の進展の中で、世界の有識者の一部では、世界共同体（World Community）の理念や連帯性の原理が唱えられ、国家間に横たわる人為的、自然的差異や制約を越えてナショナリズムと国際協調主義との調和の道が模索されている。しかし現実には、国家間の政治、経済、軍事上の対立、あるいは、人種や文化の異質性に基づく摩擦や偏見は大きな障壁となっている。

わが国としては、平和主義と国際協調主義に徹し、外に開いた海洋国家としての道を求めることが望ましい。ことにアジア唯一の先進国として、いかにこれらの壁が大きく厚くとも、狭い利己的な国益中心主義から脱し、幅広い国際協調主義をつらぬき、世界全体の調和のとれた平和的発展が、長期的かつ基本的にわが国益にもつながるとの固い信念と決意の下に、国際社会における積極的な役割を果たすことが期待されている。

これら内外情勢の認識と長期的展望に立って、内には「人間尊重を基調として調和のとれた福祉国家の建設」を目指し、外には「人類愛に基づく国際協調主義に徹し、共存共栄の平和な国際社会の創造」に寄与することが、わが国の進路であると考えられる。

2. 海外移住の意義と効果

(1) 移住の流れ

「外国への移住の自由」は、世界的に19世紀以来原則として認められ、1948年の世界人権宣言において採択され、わが日本国憲法第22条2項においても基本的人権と

して保障されている。

元来、人間は生を享けた父母の国に愛着を持つが、いろいろの動機で、「外国への移住」という欲望を持つ。有史以来民族の移動が繰り返され、特に15世紀の地理上の大発見に続く大航海時代を経て、大規模な植民的人口移動がなされてきた。

しかしながら、これも1920年代以来、アメリカやカナダなど主な移住者受入国が差別的な受入制限や禁止政策をとったため下火となった。

また、社会主義圏と自由主義圏との間の壁の厚いことなど、現実には、海外移住という人間の国際移動に対する国家間の政治、人種、民族、イデオロギー的な差別や制限はきびしく、現在、わが国民の主な受入国は自由主義圏の6カ国にすぎない。

近年国際交流が活発化し、多様化している中で、物の交流（商品貿易やプラント取引など）の自由化は急速に進み、商品の高級化、プラントの複雑化によって、これに伴う人材の移動も増加している。また、海外への観光・視察旅行や留学・研修は飛躍的に増加しているが、時代の要請としてさらに本格的な人間交流（経営者・資本家・技術者・学者・芸術家など）が望まれている。資本の自由化による海外への直接投資は経営者の移動を伴ない、技術・文化の交流には人間の移動が不可分である。

今後さらに、国家間の障壁を破り、先進国間や開発途上国へのいずれの方向にも、人材の円滑な移動が拡大され、多様化することが望ましい。

世界における最近の人の流れの中には、ヨーロッパにおける季節労働者、出稼ぎ移住などもみられるが、質の低い、貧困からの脱出逃避のための単純労働者の国際移動は、人口が急増している開発途上国においても歓迎されていない。

今や量より質の時代で、受入国の選択的な外国人受入政策にそった、豊かな人間性と質の高い開発能力（技術・経営・資金力）や適応力などを具えた人材移動が主流化する傾向にある。

(2) 移住の意義と効果

昭和37年12月、海外移住審議会はその答申の中で海外移住を「単なる労働力の移動でなく、国民の具有する開発能力の移動である」としてとらえ、「移住政策の目標は人を送り出すことではなく、外国の異質社会への円滑な定着におくべきこと」としてしている。

すなわち、海外移住は、個人の自由な意志と責任において、外国へ生活の本拠を移し、自己の開発能力を発揮して可能性に挑み新しい人生を創造しつつ、受入国にお

いて善良かつ敬愛される市民または住民として適応発展することを目指すものである。

その際、移住先が先進国、開発途上国のいずれであれ、移住者が第二の母国として喜んで生活を享受できる場所であるべきである。

これら移住者およびその子孫が受入国の市民または住民として、一般大衆との直接的触れ合いの中で行なう勤労および生活活動は、受入国にとって抵抗が少ないばかりか、その影響力は大きい。移住者自身が、毎日の生活を通じて、周辺の住民との接触の中で、まず身近かな日常の生活態度や考え方についての摩擦や誤解を解き、互に親近感を高め、やがて異質の人種、伝統、文化に対する相互理解を深め、また、生産活動を通じて技術や経営の交流も進む等、地味ではあるが両国の交流にとって根深い基礎的役割を果たすものである。さらに長期的にみると、相互の経済的発展向上はもとより、人種的融合を深め、新しい文化の創造へと大きく開花する基盤ともなるのである。

この意味で、移住は短期的な指導援助や一部の知識人の交流に比べ、大衆的レベルにおいての、より持続的な「深み」と「重み」を持つ人間交流の場といえる。

もちろん、移住は外国に生活の根拠を移すものである以上、受入国社会に十分適応する能力や準備がなければならない。近年のわが国民の移住形態は、農業者のほか各種の技術者や企業者など多様化し、高校以上の教育を受けた30歳以下の若い人々が大半を占めており、適応力の面からも好ましい傾向にあるといえる。

渡航前と渡航後の適切な指導、援護と相まって、農業者、技術者、企業者ともすぐれた移住者として、各分野で受入国の発展に寄与することが十分期待される。開発途上国の主産業はいまだに農業であり、農業技術と経営力と資本とを備えた勤勉な農業移住者の受入要請も高い。とくに、受入国の開発計画にそった集団計画移住は、当初の定着・適応も円滑であり、地域開発協力の効果も大きい。

一方、わが国の立場からみても、海外移住は経済的、文化的に有形無形の効果を生み、わが国への理解と友好親善を深め、その効果も高い。殊に移住は、青少年の欲求の多様化に即応した職業および生活の選択の国際的拡大につながり、国民の志を遂げさせるとともに、わが国民の未知と異質の社会へ挑む、健全進取にして広大な気宇を振り起こすことに役立っており、その精神的意義の大きさも見逃してはならない。

世界における質の高い Man Power の適正配置が望まれている中で、国際協力の中核は、互惠平等の理念の下に人類普遍の人間愛に基づく人材協力にあるといえる。

ここに、国際的な人材協力としての効果の高い海外移住の今日的意義がある。

3. 国の援助の必要性

元来、海外移住は移住者自身の能力と努力を基本とする創造的活動である。過去においては貧困からの脱出としての出稼ぎ移住が多く、わが国の政策上もアジア地域への国策移住に比べて、北・南米移住に対する国の指導・援助は薄く、棄民的政策であるとの批判を受けたことは否定し得ない。

しかしながら、前述のように最近の世界における人間交流の新しい動向の中で、海外移住の今日的意義は見直されるべきであり、その好ましい成果を期待するためには、将来にわたり長期的かつ広角的視野に立って国としての移住政策を堅持し、必要な援助を先導的かつ積極的に継続すべきである。

ヨーロッパ人の移住については、それぞれの国の援助のほか国際機関としての I. C. E. M や宗教団体などによる援助がなされているが、わが国においては、国の援助に依存している。

ここで、人間移動の主役を担ってきたヨーロッパ人に比べて、日本人の場合特に援助を必要とする一般的背景について配慮する必要がある。

すなわち、15世紀以来ヨーロッパ人が世界各地に拡散した大移動の歴史を持つのに比べて、日本人の移住は約400年遅れており、最も古い地域でも僅かに100年の歴史しかない。しかも、その規模は小さく、海外にある日系人社会はいまだ少数集団の域を出ず、互助組織や新移住者の受入基盤は脆弱な状態にある。また、ヨーロッパ人の異人種・異民族との接触混合の体験が長く、強いのに比べて、わが国民の体験は短かく、しかも弱い。

ことに日本人の場合、自然条件も異なり、かつ白人の支配する異質かつ既成の文化社会への移住であり、さらに中南米のように開発途上国においては、異質性のほかに後進性を克服する必要がある。

一般的に日本人は未知に対する好奇心に富み、順応、摂取消化力が高く、勤勉器用などの特性を有するといわれているが、反面、長い間島国的閉鎖性社会の中で生活してきたため、多民族、多様文化の複合する社会には不慣れである。さらに、ヨーロッパ人に比べて情緒的で合理性に欠けるといわれ、行動意識の面や言語、風俗、宗教な

どの違いも大きい。日本人の中でも異質社会への適応度には個人差がみられるが、このように歴史的、人種的、文化的背景を異にする日本人移住の好ましい成果を期待するには、国の内外におけるわが国独自の援助施策の確立が必要である。

移住の動機および目標は、それぞれの移住者によって様様であるが、単に日本におけるよりも物質的・経済的に、より豊かな生活を求めるということだけではなく、自己の能力を発揮して可能性に挑むことに、生きがいを見出す者も少なくない。

移住者の生活目標として、たとえば、開発途上国の奥地において、300ha程度の土地を持ち、トラクターなどによる大型機械化営農を中心に、肉牛約200頭を牧野に放牧し、植林を行ない、年間約300万円程度の所得をあげ、都会の文化生活とは縁遠いにしても、きれいな青空の下、緑の自然の中に家族そろって、のびのびと生活することや、また、都市近郊で、20ha程度の土地を持ち、果樹園を経営し、のどかな田園生活を楽しむことや、さらに、先進国、開発途上国を問わず、その都会地において能力主義の下に工場や事務所で、専門能力を駆使して専門職にふさわしい高収入、(たとえば年間500万円程度の収入)を得て、しゅうしゃな住宅を持ち、子弟の成長を楽しみつつ、文化的都市生活をおくることなどはその一例であるが、この程度はすでに先例があり、可能なのである。

これらの目標は、もとより短時日のうちに容易に達成し得るものではないが、移住先国において一世代(約30年)の継続的努力によって実現可能なものであり、その基礎の上に子や孫の成長発展が受け継がれ、移住の好ましい成果が大きく開花するものである。

上述のような理由から、経済的に自立し、健康にして文化的な生活を実現し、敬愛される日系人として発展するための原動力を与え、障害を排除するために国の援助は不可欠である。

もとより、各移住者の定着安定や発展に關与する要因は、移住先国や地域の自然的、政治的、経済的、社会的状況、移住の時期、形態、職種、家族構成、能力(技術・経営・語学力など)資本、労働意欲等々多岐にわたっている。実際には、各移住者の自立発展の度合は、移住者自身の内的要因もさることながら、外的要因によってより大きな格差を生じている。とくに、開発途上国における移住者をとりまく諸条件には、定着安定や発展を阻害するものがより多いといえる。

したがって、国の援助は、均一的、恒久的に与えられるべきではなく、むしろ、移住先国、移住形態、定着安定の度合などにより援助方式も異なり、濃淡があることは

論をまたない。概括的にいって対先進国移住より対後進国移住、技術移住より農業移住の方が援助の必要性も多く、また、移住初期の段階には、より濃密な援助が必要である。

もとより、この援助は、受入国の施策を勘案しつつ移住者の自立心を基調として、その能力開発を図るとともに自助努力を促進するためのもの、および個人の努力では克服することが困難なものを中心とすべきである。

4. 移住振興のための重点施策

当事業団の業務は、海外移住事業団法に定められているが、移住振興のため当面の重点施策として、特に次の施策を積極的に推進する方針である。

- ◎啓発、相談活動の充実
- ◎能力開発のための訓練講習の強化
- ◎現地援護の強化
- ◎海外日系人対策の確立
- ◎経済技術協力および文化交流事業との提携

(1) 啓発、相談活動の充実

a. 海外移住の啓発

近年、海外移住を志す人々は、当事業団における移住相談の傾向からみると年間約9,000名であり、その移住希望地域は、移住できる国が限定されていることにもよるが、北米50%、南米42%、その他の地域8%である。また、年齢的には19歳～30歳の若者が約80%を占め、その約90%は独身青年である。希望職種では、農業が比較的多いが、商工業・事務職など第2次、第3次産業への移住希望者も年々漸増の傾向にあり、次第に多様化している。さらに、学歴の面では、高校卒以上のものが88%（うち大学卒31%）と高く、この傾向は今後ますます顕著化するものと推測され、移住希望者層は従来に比べ質的に大きく変化してきている。

また、移住者の渡航数は、南北米あわせて年間約1,500名(このほか家族結合のための移住者数は約3,000名)の横ばい状態である。すなわち、移住希望者に比べ実際に移住する人は著しく少ないが、それは、移住希望先国の移住者受入条件などの制約があること、または、移住希望者を取りまく諸要因、特に親や周囲の無理解・反対などが強いことなどによるが、未知の外国に対する不安も多く、移住を希望しながらも実現に至らないケースが多いためである。海外移住の啓発活動はその特性上、いわゆる営利を目的とした商業宣伝とは異質のものであり、海外移住という国際現象についての正しい認識と理解を与えるための、必要かつ、十分な素材を提供することにある。

したがって、移住者の受入国はもとより I. C. E. M などの国際機関からも最新かつ的確な情報資料を体系的に収集し、地方公共団体その他関係機関の協力を得るとともに、マスコミなど有効適切な啓発媒体を選択的に活用し、移住希望者を含め広く国民一般が海外移住について正しい知識を持ち得るように、継続的な幅広い啓発活動を充実することが肝要である。

啓発活動の実施にあたっては、常時国民の世論や動向を把握し、特に、青年層の移住が主流化している傾向の中で、青少年の価値観や欲求に対応することが必要である。

すなわち、好奇心と冒険心に富み、かつ、外国社会への適応力が高い若者に対し、海外における労働や生活の場を具体的に提供し、生きがいを創造する積極的な意欲を付与する施策は、単に「移住」の立場のみならず、世界の中に生きる日本人として、大きく発展するために不可欠であり、各分野にわたる国民運動として取上げる必要がある。

このような観点から、当事業団としては、次代を担う中学・高校生に対する海外教育普及の一環として、文部行政上の指導体制と相まって、学校・地域社会・ユネスコその他関係機関と密接に提携し、学校における海外教育活動に協力援助することが必要である。

b. 移住相談

移住相談は、日本と事情を異にする外国へ移住を希望する人々に対するものであり、本人の一生は勿論、子孫の運命をも左右する重要な業務であり、人間愛を基調とした国際的人生相談である。したがって、移住希望者が移住を決意するにあたっては、本人の知識、技術、能力だけでなく、その人生観や心の深奥にかか

わる事柄が大いに影響するものであるから、性急に走ることなく、相談の反復、繰返しを経て、本人の納得と自主的判断に基づき移住を決意するよう指導することが大切である。

また、移住希望者の個別的能力および適性に見合った移住先の紹介およびあっせんを図り、必要に応じて対応能力の補完について助言することが肝要である。なお移住不適格者に対しては、移住を断念させるよう指導することも必要である。

したがって、相談専門員を育成配置するとともに、常時詳細的確な情報資料を収集整備し、相談活動を充実する必要がある。

(2) 能力開発のための訓練・講習の強化

移住者が自己の能力を十分に発揮し、移住先国で発展するためには、普遍的人間性の向上を基本とし、さらに言語、風俗、習慣などの違いによる、いわゆるカルチュアショックを乗り越えて、新しい社会に適応することが肝要である。

そのためには、まず対応力のある人材の選択に留意し、ついで移住先の異質性に対する認識と理解を深め、対応力を向上させるための渡航前における訓練講習は不可欠である。さらに、現地における体験を通じて、異質社会への対応度は高められるが、移住先国における技術革新も進みつつあるので、これらによりよく対応するためには、さらに渡航後における訓練講習を拡充強化する必要がある。

訓練・講習強化の主な方策は、次のとおりである。

a. 渡航前の訓練講習

○ 一般的能力補完（現地事情を含む）

移住先国に応じて、国民性、風習、法制、教育、医療、労働、食生活、宗教などについての異質性や、必要事項を熟知させるとともに集団生活を通じて、人間形成と連帯性を高め、現地対応能力の助長を図る。

○ 語学

移住先国および移住形態に応じて、それぞれ統一カリキュラムの集中訓練方式により効果を高める。特に、南米技術移住者、企業者およびカナダ移住者については、専門技術および経営能力を発揮し、かつオープン・ブレースメント方式に対応し得るような語学能力の付与を図る。

○ 農業者移住

移住先国および地域の農業一般に関する資料および展示教材を整備し、その有効な活用を図り、農業の地域的特質を知らしめて、訓練の効果を高める。また、農業経営講座に重点をおく。

○ 技術者移住

南米における技術者の担当職務の範囲は、日本におけるよりも広く、多能技術者が歓迎されるので、細分化された固有技術を基礎として、その応用力を拡大し得るよう関連技術の研修に主眼点をおく。

○ 企業者移住

将来は、経営管理講座の開催を検討するが、当面は、企業者移住に必要な資料を計画的に収集・整備し、移住希望者の自己研修に資する。

○ 海外移住研修生

海外移住研修所において基礎的農業教育を充実するとともに、国内における研修受託農家を組織化することにより所外実地研修の充実を図る。

○ 海外移住大学校（仮称）

移住先や職種の多様化に対応し、より高度の能力を具えた移住人材の養成を目指し、総合的教育を長期間にわたり実施するため海外移住大学校（仮称）の設置を検討する。

b. 渡航後訓練講習

○ 農業者移住

- ・雇用青年の現地到着時における適応研修
- ・同上移住者の雇用就労中における技術研修および自営農業者として独立するための研修
- ・自営農業者とその子弟の営農技術研修

以上の実施および充実を図る。そのため農業移住者総合研修施設を主要地域に設置する。

○ 技術者移住

サンパウル技術移住センターにおける適応・補完・特別研修を強化するため同センターの施設教材を整備する。また、移住者が受入国の技術資格を取得し得るよう指導を強化する。

○ 企業者移住

サンパウル技術移住センターにおいて、労務管理・経理・税務・金融などを

中心とした経営者および管理担当者研修を充実する。

○ 本 邦 研 修

移住者子弟が将来日系社会の中堅人材として活躍するために必要な技術の修得のほか、日本文化に親しむため本邦への長期研修制度を拡充する。

(3) 現地援護の強化

主として開発途上国の移住者に対して、その定着安定を促進するため、事業・職業、生活上の相談や指導と講習、医療衛生・教育面等での援助、営農改善措置、農協・自治体の育成、土地の取得・造成、事業資金の貸付などの措置を講じている。

しかしながら、これらの措置はいまだ質量ともに十分とは言い難い状態にあるので、さらに強化する必要がある。特に、資金量の増大による融資原資の確保および融資基準の改訂などにより、融資面の強化を図る必要がある。

前述のように、移住者をとりまく諸要因は、多種多様であり、一律に定めることはできないが、受入国や地域、移住形態などの特殊性を認識し、かつ受入国の諸施策についても十分考慮しつつ、移住者の自立心を基調として、目標を設定するとともに、当面の重点施策を策定することが肝要である。特に開発途上国における集団移住者については、単に移住者個人に対する援護のみでなく、装置化された生産および生活の拠点としてのコミュニティの育成を強化する必要がある。その場合、日本人だけの閉鎖社会の形成を図るべきではなく、周辺住民との融和協調を保ち、地域環境の向上を目指すものでなければならない。また、相手国の地域総合開発計画とタイアップすることが望ましい。このことは、移住者の定着促進のみならず、受入国への地域開発協力の面からも重要な役割を果たすことになる。

一方、適性の欠如や病気、事故などにより不幸にして、生活の安定を期待することが困難な不振移住者に対しては、転職のための職業補導などを含めた特別対策を講ずべきである。なお、農業移住者については、災害対策も十分考慮すべきである。

(4) 海外日系人対策の確立

日系人の定義は、必ずしも明確ではない。一般には、日本国籍を有しないが人種的に日本人とみなしうる者、たとえば帰化一世、移住者の子孫である二世・三世等を日系人と称する場合と、さらに範囲を拡げて、日本国籍を有するが外国の政治社

会制度の下で生活している海外永住者をも含めて、広く日系人と総称する場合とがある。

移住施策上は、個々の日系人はもとより、それらの人々が形成する日系社会の存在を考えると、広義に解することが実情に即するので、ここでは後者の解釈に従う。

その総数は、昭和46年10月現在135万人余（外務省調べ）であり、99%以上が北中南米の諸国に集中している。

これら日系人は、日本国籍の有無にかかわらず、居住国の一員として居住国政府の庇護と支配の下で生活を営んでいる。その経済的・社会的発展状況は、居住国の特殊性や日系社会の規模や居住年数などにより一様ではない。

日系人が集中している米州諸国は、その殆んどが複合民族、多様文化の国であり、現在では、植民初期のような征服者と被征服者の支配関係はみられず、また新来者に対し性急な同化を求める気運は少なく、構成員それぞれが有する民族的・文化的個性を生かしながら国民としての統合（Integration）を図りつつ、国家の建設が進められている。

このことは、少数集団としての日系人にとっても基本的問題であり、人種的・文化的に性急な同化に走ることなく、むしろ日系人の特性を生かしつつ居住国に適応融和し、自然的に同化、あるいは融合していくことが望ましいと考える。そのような姿で日系人がわが国民の外延的存在として、母国とのつながりを保ちつつ居住国の発展に貢献することは、あわせてわが国の国際的声譽の向上にも大きく寄与することになる。

しかしながら、現実には、日系人は居住国における少数民族であり、その生活史は僅か100年前後の短かさであり、今後日系人が活動の場を広め、さらに大きく発展向上するためには、より高度の能力と努力が要求される。

他方、老齢や心身の欠陥などにより異国の生活環境に適応しえず、居住国の施策の及ばない分野において母国の援助・救済を要望している者もある。

ブラジル、アメリカ、ペルー、カナダなどの様に日系人の多い地域においては日系社会が形成され、日系人相互の協力による自助的、共済的努力もなされているが、その力は未だ微弱であり、その及ぶ範囲も限られている。

米州諸国におけるヨーロッパ系人の場合は、日系人とは比較にならない程有利な条件下にあるが、宗教団体等を通じて母国から教育や救済のための各種援助が行な

われている。これに比べてわが国の場合は、在留邦人保護の立場から、在外公館によって生活困窮者に対する保護謝金の支給、現地の民間援護協会などに対する補助などの援助が行なわれてきたが、宗教団体等の活動は少ないのが実情である。

日系人が移住者およびその子孫であること、また日系人が居住国で発展向上することは、両国の絆を強め、わが国民や企業の受入基盤となって移住振興上も極めて重要な成果をもたらすものであることにも鑑み、移住政策上はもとより、対外政策の一環としても日系人対策の確立が必要であると考えらる。

よって今後は、当局の指導・支援の下に相手国政府の政策を十分配慮し、関係諸機関、現地の民間日系団体等と提携、協調しつつ日系人対策の確立に努め、その対策の実施に当っては積極的に参加していくこととする。

(5) 経済技術協力および文化交流事業との提携

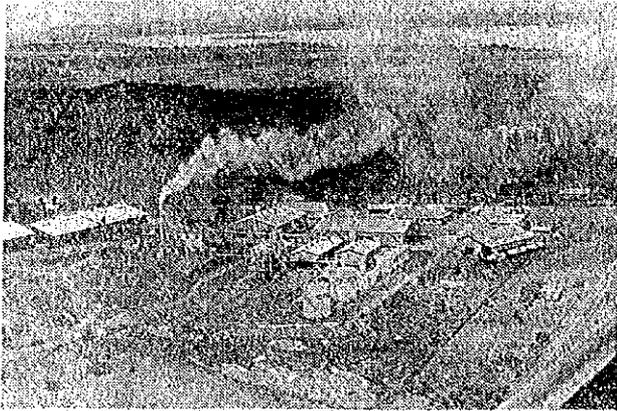
従来わが国の経済技術協力の65%以上がアジア地域に向けられてきたが、今後は対外政策上はもとより、無用の摩擦をさけ誤解をとくためにも、わが国はその対象地域を拡大する必要に迫られている。殊に中南米地域のように日系社会の基盤を有し、邦人移住者の受入に友好的で、人種的偏見が少なく、恵まれた資源と国土を持つ国々への経済技術協力の拡大は、その本来の目的のみならず、「移住」の立場からも極めて好ましい成果が期待される。前述のように、海外移住の効果は受入国に対する開発協力となり、経済技術協力事業と同様の成果を生み出すものである。

したがって、当事業団としては国の内外においてわが国の政府および民間ベースで行なっている経済技術協力事業と適切かつ可能な範囲において提携、協力することを検討する。

また、移住者が経済的安定に加えて人間のおよび文化的に受入国の人々の良き理解を得て、融和し、文化の向上創造に貢献することは海外移住の成果を一段と高めることとなる。

文化交流事業は、わが国の文化、伝統、国民性などを各国の人々に理解せしめるとともに、相手国の文化の向上にも寄与し、もって各国との親善を深めることを目的としており、本事業の成果は、海外移住の振興を図るうえでも極めて有益である。

したがって、当事業団は、現地における組織、知識、経験を活用して、適切かつ可能な範囲においてこの事業に協力するとともに、日系人の文化的向上を図るうえで文化交流事業の成果が日系人にも及ぶよう留意するものとする。



イタプア製油全景（パラグアイ）

移住事業団のパラグアイ製油に

大手四商社が出資

移住事業団が、パラグアイのイタプア製油工場に、大手四商社（三菱、三井、丸紅、住友）が出資する。この工場は、パラグアイの主要な製油工場の一つで、年産能力は約100万トンと見られる。移住事業団は、この工場を運営し、産油の大部分を日本に輸出する。この出資は、移住事業団の経済的自立を促進し、パラグアイの工業発展に貢献するものと見られる。

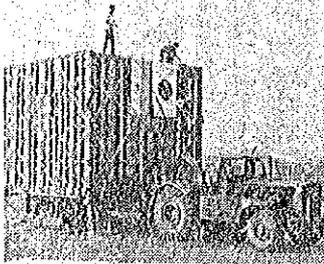
日本経済新聞 (41.12.1)



パラグアイ絹糸工業（ISEPSA、パラグアイ）

南米開発会社を設立

大手商社など約30社



日本製のプラント搬入
(イタプア製油)



南米開発会社は、大手商社など約30社が出資して設立された。この会社は、南米の資源開発と工業発展を目的として設立された。主要な出資者は、三菱、三井、丸紅、住友などの大手商社である。この会社は、南米の主要な資源を調査し、開発計画を立て、日本の企業に誘致する役割を担うと見られる。

来春には現地法人
牧場経営 将来は運輸業も

日本経済新聞 (43.12.21)

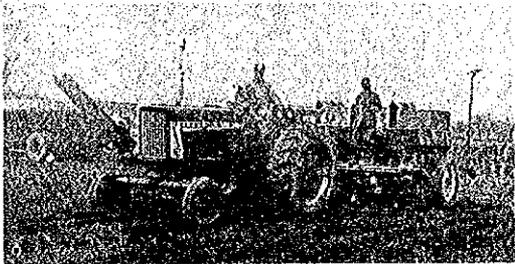
移住地への企業誘致

第4回カナダ農業移住訓練生(47・4・5 羽田)



カナダで実習中の訓練生

(48・3)



カナダに技術者移住

政府は今年秋に移民法を改定

開発協力要請に応じて

【本紙記者の現地取材】カナダ政府は今年秋に移民法を改定し、技術者の移住を促進する方針だ。これは、開発協力要請に応じて、移民の受け入れを拡大するものである。カナダ政府は、技術者の移住を促進するため、今年秋に移民法を改定する。これは、開発協力要請に応じて、移民の受け入れを拡大するものである。カナダ政府は、技術者の移住を促進するため、今年秋に移民法を改定する。これは、開発協力要請に応じて、移民の受け入れを拡大するものである。

日本経済新聞(39・10・8)

廣岡理事長によるカナダ展開幕(41・6・15)



新しい国内組織 (昭和48年10月1日から実施予定)

支部名 (定員)	管轄都道府県
北海道 (6)	北海道
仙台 (10)	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島
東京 (16)	東京, 新潟, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 山梨, 長野
横浜 (7)	神奈川, 静岡
名古屋 (10)	富山, 石川, 岐阜, 愛知, 福井, 三重
大阪 (12)	滋賀, 京都, 大阪, 和歌山, 奈良
神戸 (8)	兵庫, 岡山, 鳥取
広島 (8)	広島, 山口, 島根
高松 (6)	高知, 愛媛, 香川, 徳島
福岡 (8)	福岡, 佐賀, 長崎
熊本 (9)	大分, 宮崎, 熊本, 鹿児島
沖縄 (9)	沖縄

飛行機輸送の準備完了

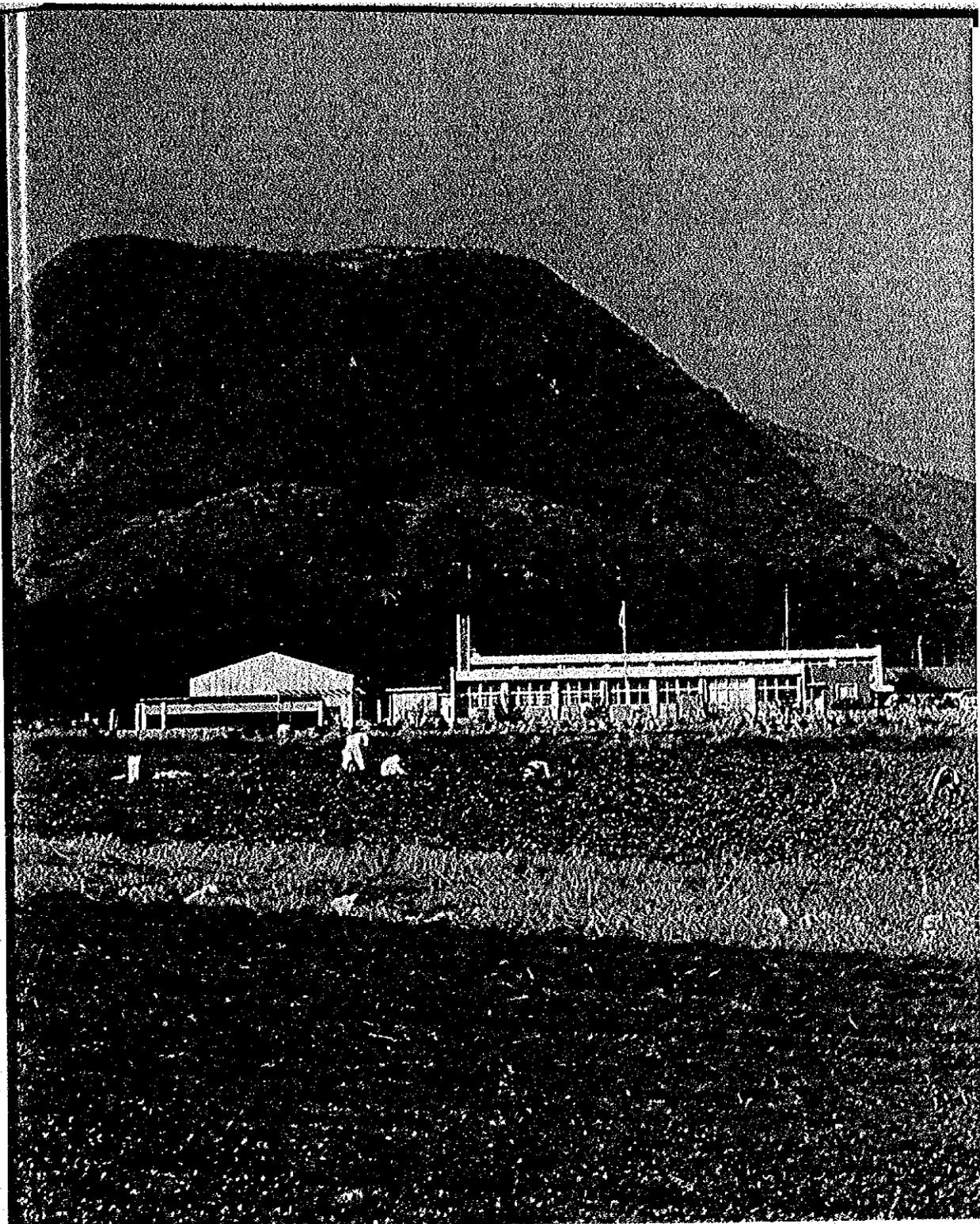


一月半から一日半に
夢を乗せ七月三日に第一便

高所得者は自費で

航空券は自費で

海外移住新聞 (48・6・1)



海外移住研修所 撮影 永井和夫

第Ⅳ編 資 料

(資料1)

海外移住事業団法 (昭和38年7月8日法律第124号)

改正 昭和39年5月27日 法律第85号

昭和41年3月31日 法律第29号

昭和44年5月27日 法律第35号

第1章 総 則

(目的)

第1条 海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効率的に行なうことを目的とする。

(法人格)

第2条 海外移住事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第3条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第4条 事業団の資本金は、8億円と附則第7条第8項の規定により政府から出資があったものとされる金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第5条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをも

って第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 事業団でない者は、海外移住事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法(明治29年法律第89号)第44条(法人の不法行為能力)及び第50条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 事業団に、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事4人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は外務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第10条 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第11条 理事長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(役員欠格条項)

第12条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員解任)

第13条 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第16条 理事長は、理事又は事業団の職員の

うちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第17条 事業団の職員は理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第18条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 運営審議会

(運営審議会)

第19条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

第4章 業務

(業務の範囲)

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。

二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあ

つせんを行なうこと。

三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行なうこと。

四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。

五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうこと。

六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。

七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんを行なうこと。

八 移住者及びその団体が海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。

九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く。）に対して、その者が移住者をしてその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること。

十 前9号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第11号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 第1項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。

（業務の委託）

第22条 事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その指定する地方公共団体その他の団体に前条第1項各号に掲げる業務（第2号に掲げる業務のうちあっせんに係る業務及び第3号に掲げる業務のうち渡航費の支給に係る業務を除く。）の一部を委託することができる。

（基本方針）

第23条 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

（業務方法書）

第24条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第5章 財務及び会計

（事業年度）

第25条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（区分経理）

第26条 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第21条第1項第7号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

二 第21条第1項第8号及び第9号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

（事業計画等の認可）

第27条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければ

ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第28条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後4月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、2月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第1項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第29条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第1項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第1項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手続その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

(借入金及び海外移住債券)

第30条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海外移住債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

4 第1項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治32年法律第48号）第309条から第311条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第1項及び第4項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(交付金の交付)

第31条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、事業団が移住者に対して渡航費を支給するために必要な資金を交付することができる。

2 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、前項に規定するもののほか、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(償還計画)

第32条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、外務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第33条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 資金運用部への預託
- 三 銀行若しくは外国銀行への預金又は郵便貯金
- 四 信託業務を営む銀行若しくは外国銀行又は信託会社若しくは外国信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第34条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第35条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第36条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第6章 監督

(監督)

第37条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第38条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 雑則

(連絡等)

第39条 事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(解散)

第40条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第41条 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第22条、第24条第1項、第27条、第30条第1項、第2項ただし書若しくは第6項、第32条、又は第34条の規定による認可をしようとするとき。

二 第24条第2項、第34条又は第36条の規定により外務省令を定めようとするとき。

三 第28条第1項又は第35条の規定による承認をしようとするとき。

四 第33条第1号の規定による指定をしよ
うとするとき。

2 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、関係各大臣に協議しなければならない。

一 第21条第2項の規定による認可をしよ
うとするとき。

二 第23条の規定により基本方針を定めよ
うとするとき。

第8章 罰 則

(罰則)

第42条 第38条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第5条第1項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

三 第21条第1項に規定する業務以外の業務を行なったとき。

四 第33条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第37条第2項の規定による命令に違反したとき。

第44条 第6条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行す

る。ただし、附則第14条、附則第16条及び附則第17条の規定は、公布の日から起算して9月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和38年7月政令250号により、昭和38年7月15日から施行)

(事業団の設立)

第2条 外務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第3条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を前条第1項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第3項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(財団法人日本海外協会連合会からの引継ぎ)

第6条 昭和29年1月5日に設立された財団法人日本海外協会連合会(以下この条において「連合会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対して、事業団において、その一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣の認可を

- 申請しなければならない。
- 3 前項の認可があったときは、連合会の一
切の権利及び義務は、事業団の成立の時に
おいて事業団に承継されるものとし、連合
会は、その時において解散するものとし
る。この場合においては、他の法令中法人
の解散及び清算に関する規定は、適用しな
い。
 - 4 前項の規定により事業団が連合会の権利
及び義務を承継した場合においては、その
資産の価額から負債の価額を控除した残額
に相当する金額は、資本準備金として積み
立てなければならない。
 - 5 第3項の規定により連合会が解散した場
合における解散の登記については、政令で
定める。
(日本海外移住振興株式会社からの引継ぎ)
- 第7条 日本海外移住振興株式会社法(昭和
30年法律第139号)により設立された日本
海外移住振興株式会社(以下この条から附
則第9条までにおいて「会社」という。)は、商法(明治32年法律第48号)第343条
に規定する株主総会の決議を得て、設立委
員に対して、事業団にその営業の全部を出
資すべき旨を申し出ることができる。
- 2 設立委員は、前項に規定する申出があっ
たときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申
請しなければならない。
 - 3 第1項に規定する決議があったときは、
政府以外の株主の所有する株式は、前項の
認可があった時に会社が買い取って消却し
たものとみなす。
 - 4 前項の場合における株式1株の買取価額
は、会社の純資産の額をその発行済株式の
総数で除して得た額とする。
 - 5 前項の会社の純資産の額の評価のため、
外務省に、評価委員会を置く。
 - 6 前項の評価委員会に関し必要な事項は、
外務省令で定める。第41条第1項の規定

- は、この場合について準用する。
- 7 第2項の認可があったときは、会社の一
切の権利及び義務は、事業団の成立の時に
おいて事業団に承継されるものとし、会社
は、その時において解散するものとする。
この場合においては、他の法令中法人の解
散及び清算に関する規定は、適用しない。
 - 8 前項に規定する承継があったときは、会
社の解散の時までに政府の一般会計及び産
業投資特別会計から会社に対して出資され
た額は、事業団の成立の時ににおいて、それ
ぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計
から事業団に対して出資されたものとし
る。
 - 9 第7項の規定により会社が解散した場合
における解散の登記については、政令で定
める。
(会社から承継する債務の保証)
- 第8条 政府は、附則第7条第7項の規定に
より事業団が会社から承継する債務のうち、日本海外移住振興株式会社法第16条の
規定により政府が手形を買い取る旨の契約
をした外国銀行に対する会社の借入金に係
る債務について、その承継の日において、
事業団のために当該債務に係る手形を買い
取る旨の契約をし、及び当該債務に係る利
息債務について保証するものとする。
(区分経理)
- 第9条 附則第7条第7項の規定により事業
団が会社の権利及び義務を承継した場合に
おけるその資産及び負債の経理について
は、これをその他の経理と区分し、特別の
勘定を設けて整理するものとする。
- 2 前項の規定による経理の方法、勘定の処
理その他区分経理に関し必要な事項につ
いては、政令で定める。
(非課税)
- 第10条 附則第6条第3項及び附則第7条第
7項の規定により事業団が権利を承継する

場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

第11条 この法律(附則第1条ただし書に係る部分を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に海外移住事業団という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

第12条 事業団の最初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和39年3月31日に終わるものとする。

第13条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第27条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(日本海外移住振興株式会社法の廃止等)

第14条 日本海外移住振興株式会社法は、廃止する。

2 前項の規定の施行前にした廃止前の日本海外移住振興株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(土地等をその目的とする出資)

第14条の2 政府は、外務省設置法の一部を改正する法律(昭和39年法律第85号)中移住あっせん所に関する部分の施行の際国が移住あっせん所の用に供していた土地、建物その他の土地の定着物及び物品で事業団の業務に必要があると認められるもの並びに神奈川県横浜市港北区篠原町富士塚谷1999番地に所在する国有の土地、建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)を出資の目的として、事業団に出資することができる。

2 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準とし

て評価委員が評価した価額とする。

3 第4条第3項の規定は、第1項の規定による政府からの出資があった場合に準用する。

4 第2項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第15条 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「雇用促進事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第16条 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部を次のように改正する。

第84条第1項中「日本海外移住振興株式会社」を削る。

(財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律の一部改正)

第17条 財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律(昭和35年法律第46号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律

第1条中「財団法人日本海外協会連合会」を「海外移住事業団」に、「連合会」を「事業団」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

(登録税法の一部改正)

第18条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を、「海外技術協力事業団法」の下に「海外移住事業

団法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第19条 印紙税法(明治32年法律第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第9号ノ5ノ3の次に次の1号を加える。

9ノ5ノ4 海外移住事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第20条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第21条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第22条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第23条 行政管理庁設置法(昭和23年法律第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(外務省設置法の一部改正)

第24条 外務省設置法(昭和26年法律第283号)の一部を次のように改正する。

第13条の2中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

四 海外移住事業団を監督すること。

附 則 (昭和39年5月27日法律第85号抄)

1 この法律は、(中略)公布の日から施行(中略)する。(後略)

附 則 (昭和41年3月31日法律第29号)

改正 昭和41年5月27日法律 第35号

(施行期日)

1 この法律は、昭和41年4月1日から施行する。

(海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律の廃止)

2 海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律(昭和35年法律第46号)は、廃止する。

(海外移住事業団に対する既存の債権の免除)

3 政府は、昭和27年4月1日から昭和41年3月31日までの間において移住者(アメリカ合衆国に移住した者を除く、以下この項において同じ。)の渡航費として海外移住事業団(以下「事業団」という。)に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費として財団法人日本海外協合連合会(以下「連合会」という。)に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き受けたものを含む。(以下この項において同じ。))については、昭和41年3月31日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

4 政府は、昭和31年4月30日から昭和40年2月24日までの間において移住者(アメリカ合衆国に移住した者に限る。以下この項において同じ。)の渡航費として事業団に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費として連合会に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き継いだものを含む。以下この項において同

じ。)については、海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和44年法律第35号)の施行の日の前日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

(移住者に対する既存の債権の免除)

- 5 前2項の規定により政府が事業団に対して既存の債権を免除した場合には、事業団は、昭和27年4月1日から昭和41年3月31日までの間において渡航費として移住者に貸し付けた貸付金(連合会が渡航費として

移住者に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る移住者に対する債権を引き継いだものを含む。以下同じ。)に係る海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

附 則 (昭和44年5月27日
法律第35号)

この法律は、公布の日から施行する

第1章 名称と事務所

第1条 この会は、財団法人日本海外協会連合会（以下「連合会」という）という。

第2条 連合会は、事務所を東京都に置く。
連合会は、理事会の議決を経、且つ、主務官庁の承認を経て、国内及び国外の必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的と事業

第3条 連合会は、海外移住のあっせん及び援助を行い、且つ、海外移住の推進を図ることを目的とする。

第4条 連合会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 海外移住に関する事業を行う在外における団体との連絡提携に関する事業
- (2) 移住者の募集、選考、教養、輸送、定着及びその指導援助に関する事業
- (3) 移住者に対する渡航費その他の資金の貸付、及びその回収に関する事業
- (4) 移住に関する啓蒙、及び広報に関する事業
- (5) 海外移住に関し主務官庁より命令せられ又は委嘱せられた事業
- (6) その他、この会の目的を達するため必要な事業

第3章 資産と会計

第5条 連合会の資産は、次の各号に掲げる財産より構成される。

- (1) 設立当初寄附せられた別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 助成金
- (7) その他の収入

第6条 連合会の資産は、これを基本財産及び通常財産の二種に分ける。

基本財産は、次の各号に掲げる財産より構成され、これを処分することができない。但し、やむを得ない理由あるときは、理事三分の二以上の同意を経、なお主務官庁の承認を得て、その一部を処分することができる。

- (1) 前条第1号に掲げる財産
- (2) 基本財産として指定して受けた寄附財産
- (3) 理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産

通常財産は、基本財産の元本以外の財産により構成される。

第7条 連合会の経費は、通常財産を以て支弁する。

第8条 連合会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が定める。

第9条 資産のうち現金は、郵便官署、その他理事会の議決を経て定める確実なる金融機関に預け入れるか、又は理事会の議決を経て定めた確実な有価証券に換えて保管するの外、他に利用することはできない。

第10条 年度末において、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越すか又は基本財産に繰り入れるものとする。

第11条 連合会が資金の借入れをなすときは、主務官庁の承認を経なくてはならない。但し、百万円未満の資金についてはこの限りではない。

第12条 連合会の毎年度の歳入歳出予算は、評議員会の議決を経てこれを定め、歳入歳出決算は、監事の監査を経て、評議員会に提出して、その承認を求めなくてはならない。

前項の予算及び決算は、主務官庁の承認を経なくてはならない。

第13条 連合会に、特別会計を設けることができる。

第14条 連合会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員と職員

第15条 連合会に、理事35名以内、監事5名以内を置く。

理事及び監事は、評議員会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

第16条 連合会に、会長、副会長若干名、並びに理事長及び常務理事若干名を置く。

会長は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、就任するものとする。

副会長、理事長及び常務理事は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長が委嘱するものとする。

第17条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

理事長は、会長の命を受けて会務を処理し、会長、副会長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

理事は、理事会を組織し、事業の執行に

当る。

理事会は本寄附行為の各本条に定めるものの外、次に掲げる事項は、理事会の議決を経るものとする。

(1) 評議員会に附議する事項

(2) その他会長が必要と認める事項

監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

第18条 理事の任期は2年、監事の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

補欠により就任した理事又は監事の任期は、前任者の在任期間とする。

理事又は監事は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第19条 役員は、任期中において連合会の名誉を汚し、又は目的趣旨に反するような行動があったときは、理事会の議決を経、且つ、主務官庁の承認を経て、会長がこれを解職することができる。

第20条 連合会に相談役、顧問及び参与若干名を置くことができる。

相談役、顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

相談役、顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

第21条 連合会に職員若干名を置く。

職員は参事、主事、書記及びその他の職員とする。

職員は、会長が任免し、庶務に従事する。

第5章 評議員

第22条 連合会に、評議員若干名を置き、第24条に掲げる団体の中より、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。理事は、すべて評議員となるものとする。

第23条 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じて、第12条、第15条、第36条

及び第37条に定めるものの外、次の事項を審議する。

- (1) 連合会の毎年度の事業方針
- (2) 会長が連合会の運営に関し、必要と認める事項

第6章 会 員

第24条 海外移住に関する事業を行うことを目的とする団体で、主務官庁又は都道府県知事の推薦するものは、連合会の正会員となることができる。正会員の加入脱退は、理事会の承認を経なくてはならない。

正会員は、連合会に対し、別に定める会費を負担するものとする。

第25条 正会員は、連合会と協力して、海外移住に関する事業を推進するものとする。

第26条 連合会は、連合会の行う海外移住に関する事業の一部を、正会員に委託することができる。

第27条 連合会の目的、及びその行う事業の趣旨に賛成し、且つ、海外移住に関し功労ある者又は学識経験ある者は、理事会の議決を経て、名誉会員とすることができる。

第28条 会員は、連合会に対し、海外移住に関する意見を述べることができる。

第29条 会長は、毎年1回、会員総会を開催し、連合会の行う海外移住に関する事業につき、報告をなし、又は意見を求めるものとする。

第7章 会 議

第30条 会議は、理事会、評議員会及び会員総会の3種とする。

第31条 評議員会は、定期と臨時の2種とし、定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、必要あるときに開催する。理事会は、必要な時に開催する。

第32条 会議は、会長が召集し、議長は会長があたる。

会議を構成する会員、評議員、又は理事の5分の2以上、若しくは監事から連名を以て、会議の目的たる事項を示して会議を請求されたときは、会長は、すみやかにその会議を召集しなければならない。

評議員会、及び会員総会の会議の召集は、緊急を要する場合を除く外、すくなくとも2週間前に会議の目的たる事項を示して会議を構成するものに召集の通知を出さなければならない。

第33条 会議は、構成員の5分の2以上の出席がなければ開くことができない。

会議の議事は、出席構成員の過半数の賛成をもつてこれをきめる。可否同数のときは議長がこれをきめる。

第34条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決をなし、又は代理人に委任することができる。この場合は、会議に出席したものとみなす。

第35条 会長は、緊急を要する事項については、理事会の議決を以て会議にかえ、書面をもつて報告することができる。

第8章 寄附行為の変更と解散

第36条 この寄附行為は、評議員3分の2以上の同意を経、且つ、主務官庁の認可を得なければこれを変更することができない。

第37条 連合会は、民法第68条の場合、評議員3分の2以上の同意を経、且つ、主務官庁の許可を得なければこれを解散することができない。

第38条 前条により解散したときの残余財産は、理事会の議決を経、且つ主務官庁の許可を得て、これを類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

附 則

第39条 この寄附行為の施行について必要な

規定は、理事会の議決を経て、会長がこれ
を決める。

第40条 第15条の規定による理事及び監事の
就任するまでは、次の者を以て理事及び監
事とする。

理 事	村 田 省 藏
同	上 塚 司
同	小 平 権 一
同	坪 上 貞 二
同	降 旗 徳 弥
監 事	伊 藤 武 雄
同	千 金 良 宗 三 郎